



傍聴しませんか 市議会3月定例会

問い合わせ先 議事課議事担当

☎(584)1111(代) 📠(584)1146 🆔 1000009

2月末から3月にかけて開催される議会の日程をお知らせします。

日程・内容

- ▷2月21日(金): 本会議(議案の上程、提案理由の説明)
- ▷26日(水): 本会議(議案質疑、委員会付託など)、予算審査特別委員会(議案審査)
- ▷27日(木)・28日(金): 各常任委員会(議案審査)
- ▷3月3日(月): 予算審査特別委員会(議案審査)
- ▷4日(火): 本会議(補正予算議案採決)、予算審査特別委員会(議案審査)

- ▷5日(水): 予算審査特別委員会(議案審査)
- ▷6日(木): 各常任委員会(議案審査)
- ▷10日(月): 予算審査特別委員会(議案審査)
- ▷12日(水)・13日(木): 本会議(一般質問)
※ケーブルステーション福岡と動画共有サイト
YouTubeで放映予定です。
- ▷14日(金): 各常任委員会(議案採決)
- ▷17日(月): 予算審査特別委員会(議案採決)
- ▷18日(火): 各常任委員会(所管事務の調査)
- ▷19日(水): 各常任委員会(閉会中の調査事件の調整など)
- ▷21日(金): 本会議(委員長報告、質疑、討論、採決)
※都合により、日程が変更になることがあります。



ルールに沿って計画的に処分しましょう 引っ越しごみの出し方

問い合わせ先 環境課ごみ減量担当

☎(584)1124 📠(584)1147

○粗大ごみ(🆔 1001168)

1回につき3品まで出すことができます。

4品以上出したい場合やすぐに処分する必要がある場合は、臨時収集を利用してください。

収集日 毎月4回目の燃えないごみの日

予約方法 毎月20日(土・日曜日、祝日の場合は前営業日)の午後4時までに、地区のごみ収集担当業者に電話(月～金曜日(祝日を除く)の午前9時～午後4時)で予約する

※ごみ収集担当業者は、ごみ出しカレンダーや市ウェブサイト(🆔1001178)で確認してください。

○臨時収集

地区のごみ収集担当業者と日時を調整して多量のごみの運搬を依頼することができます。この場合、臨時の収集運搬料金が別途必要です。

予約方法 地区のごみ収集担当業者に電話で依頼する

○古紙などの集団回収(🆔 1001194)

地域の集団回収や古紙等回収倉庫で回収しています。回収日時などは、各地区の公民館へお問い合わせください。

○自己搬入(🆔 1001177)

「燃えるごみ」と「燃えないごみ」を、それぞれの処理施設に自分の車両で搬入することができます。

手数料 10kgごとに140円(税込み)

▷燃えるごみ

3月は引っ越しシーズンで混み合うため、早めに予約してください。

予約・持込日時 月～土曜日

午前8時30分～午後4時

予約先 自己搬入ごみ事前受付センター

☎(433)8234

持込先 クリーン・エネ・パーク南部(大字下白水104-5)

▷燃えないごみ(申込不要)

持込日時 月～金曜日(祝日を除く)、第3日曜日

午前8時30分～11時30分、午後1時～4時

持込先 春日大野城リサイクルプラザ(春日公園6-2)

○市で処理できないもの(🆔 1001174)

家電リサイクル法の対象品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)やパソコン、消火器などは市で処理できません。

※詳しくは、市ウェブサイト(🆔1001193)で確認するか、販売店やメーカー、専門業者などに依頼してください。



意見を募集します(パブリックコメント) 春日市まち・ひと・しごと創生総合戦略

提出・問い合わせ先 経営企画課企画担当 (〒816-8501春日市役所)

☎(584)1133 📠(584)1145 🆔 1015509

✉ kikaku@city.kasuga.fukuoka.jp

市は、今後の人口減少社会に的確に対応し、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくため、第3期春日市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を進めています。

この計画の原案を公表し、意見を募集します。

対象 市に居住または通勤・通学する人

公表場所 情報公開コーナー(市役所1階)、経営企画課(市役所5階)、市ウェブサイト

提出方法 2月28日(金)(必着)までに郵便、窓口、ファクス、Eメールのいずれかで計画名、意見、住所(または通勤・通学先)、氏名を記入し、提出する
※提出された意見は、計画策定における検討材料とし、策定後に意見の概要を公表する予定です。



ナギの木苑の無料送迎バス 3月末で運行を終了します

問い合わせ先

▷無料送迎バスの運行について

ナギの木苑

☎(595)0513 📠(595)6800

▷コミュニティバスやよいの運賃無料化について
都市計画課計画担当

☎(584)1135 📠(584)1143 🆔 1014883

車両老朽化のため、老人福祉センターナギの木苑の無料送迎バスの運行を3月31日で終了します。

今後は、コミュニティバスやよいなどを利用して来てください。

○コミュニティバスやよいの運賃無料化

対象 市に居住する70歳以上の人

※事前に申請が必要です。詳しくは市ウェブサイトを見るか、問い合わせてください。



公売に参加しませんか 令和6年度市期間入札公売会

問い合わせ先 収納課収納推進担当

☎(584)1111(代) 📠(584)1141 🆔 1009589

市税などの滞納処分で差し押さえた動産(物品)を公売します。詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。

期間 3月3日(月)午前9時~7日(金)午後5時

物件説明書の提示場所 市役所アトリウム、市ウェブサイト

※物品の展示はしません。

出品物(予定) 家電、日用品、雑貨など約30点

参加手順

- ①物件説明書で公売物品と最低見積価額を確認する
- ②入札フォームに必要事項を入力し送信する
- ③落札者には、3月10日(月)に市からEメールが届く
- ④落札者は、3月13日(木)午後5時までに本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)を持参し、代金を支払い、物品を持ち帰る

開札結果 市ウェブサイトおよび収納課前掲示板に公開予定

注意事項

- ▷入札に参加するためには、連絡用のEメールアドレスが必要です。
- ▷物品は全て中古品扱いで、保証はありません。
- ▷落札者は辞退できません。必ず買い取ってください。
- ▷物品の送付はできません。
- ▷落札者以外が代金の支払いと物品の持ち帰りをする場合は、委任状が必要です。



▲市ウェブサイト



▲公売物品の一例(ゲーム機)



知っていますか 障がい者に対する手当制度

問い合わせ先 福祉支援課障がい福祉担当

☎(584)1111(代) ☎(584)1154

心身に重度の障がいがある人や、その人を介護している人に対して、手当を支給する制度があります。受給要件を満たしている人で、まだ手続きをしていない人は、申請してください。

また、現在受給中の人で対象外になった場合は、必ず届け出てください。届け出がなく手当が過払いとなった場合は、過払い金の返還が必要となります。

なお、すでに手当を受給している人は、受給資格確認のため、毎年8月(重度障害者介護手当は毎年5月)に現況届を提出する必要があります。

※手当の額は、いずれも令和6年度のものです。

※受給には所得制限があります(重度障害者介護手当を除く)。

○特別障害者手当(国の制度) (ID 1001830)

手当額 月額2万8,840円

支給月 2、5、8、11月

年齢要件 20歳以上

受給要件 次のいずれかに該当する人

▷重度の障がい(視覚、聴覚、両上肢、両下肢、体幹、内臓機能、精神(知的)障がい)が重複している、または1つあり、かつ障害基礎年金2級程度の障がい2つ以上ある

▷両上肢、両下肢、体幹のいずれかに障がいがあり、かつ常時特別の介護を要する

▷内臓機能などに重度の障がいがあり、かつ絶対安静を必要とする

▷精神(知的)障がいがあり、かつ常時特別の介護を要する

※医療機関が作成した専用の診断書の提出が必要です。

対象とならない人

▷障がい者支援施設や特別養護老人ホームなどの施設に入所している(短期入所、グループホームなどを除く)

▷病院や療養型医療施設、介護老人保健施設などの施設に3カ月を超えて入院(入所)している

○障害児福祉手当(国の制度) (ID 1001831)

手当額 月額1万5,690円

支給月 2、5、8、11月

年齢要件 20歳未満

受給要件 次のいずれかに該当する人

▷重度の障がい(視覚、聴覚、両上肢、両下肢、体幹、内臓機能、精神(知的)障がい)がある

▷身体または精神状態における障がい重複し、常時介護を必要とする

※医療機関が作成した専用の診断書の提出が必要です。

対象とならない人

▷障がい者(児)支援施設などに入所している(短期入所、グループホームなどを除く)

▷障がいを事由とする公的年金などを受給している

○心身障害者福祉手当(市の制度) (ID 1001834)

手当額 月額6,000円

※令和7年度以降は、月額5,000円になります。

支給月 2、5、8、11月

受給要件 次のいずれかに該当する人

▷身体障害者手帳1級

▷療育手帳A判定

▷精神障害者保健福祉手帳1級

対象とならない人

▷障がい者支援施設や特別養護老人ホームなどの施設に入所している(短期入所、グループホームなどを除く)

▷病院や療養型医療施設、介護老人保健施設などの施設に3カ月を超えて入院(入所)している

▷特別障害者手当または障害児福祉手当を受給している

○重度障害者介護手当(市の制度) (ID 1001836)

手当額 月額6,000円

支給月 2、6、10月

年齢要件 障がい者本人が3歳以上

受給要件 次のいずれかに該当する人を在宅で常時介護している同一住所地の人

▷身体障害者手帳1級(下肢または体幹機能障害が単一で1級の場合のみ)

▷療育手帳A判定

▷精神障害者保健福祉手帳1級

対象とならない人 入院、入所、通所、就学、就労などの理由により、常時介護していると認められない場合